

## 新旧対照表

○小田原市道路占用料徴収条例（昭和40年小田原市条例第3号）（抄）

改正後	改正前																																		
<p style="text-align: center;">（占用料の計算）</p> <p><b>第3条</b> 月額で定められている占用料は、占用開始の日から起算し、占用期間が満了する日又は占用を廃止した日の属する月の占用開始日に<u>応当する</u>日の前日までの月数により計算する。この場合において、占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。</p> <p>2 <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">占用物件の種類</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">法 第 32 条 第 1</td> <td style="text-align: center;">第一種電柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円 <u>150</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本につき1</td> <td style="text-align: center;"><u>232</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三種電柱</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;"><u>313</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種電話柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>135</u></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件の種類	単位	金額	法 第 32 条 第 1	第一種電柱		円 <u>150</u>	第二種電柱	1本につき1	<u>232</u>	第三種電柱	月	<u>313</u>	第一種電話柱		<u>135</u>	<p style="text-align: center;">（占用料の計算）</p> <p><b>第3条</b> 月額で定められている占用料は、占用開始の日から起算し、占用期間が満了する日又は占用を廃止した日の属する月の占用開始日に<u>応答する</u>日の前日までの月数により計算する。この場合において、占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。</p> <p>2 <u>占用面積、表示面積又は長さに、1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入して計算する。ただし、占用面積、表示面積又は長さの総数が、1平方メートル又は1メートルに満たないときは、これを1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">占用物件の種類</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">法 第 32 条 第 1</td> <td style="text-align: center;">第一種電柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円 <u>148</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本につき1</td> <td style="text-align: center;"><u>228</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三種電柱</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;"><u>307</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種電話柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>132</u></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件の種類	単位	金額	法 第 32 条 第 1	第一種電柱		円 <u>148</u>	第二種電柱	1本につき1	<u>228</u>	第三種電柱	月	<u>307</u>	第一種電話柱		<u>132</u>
	占用物件の種類	単位	金額																																
法 第 32 条 第 1	第一種電柱		円 <u>150</u>																																
	第二種電柱	1本につき1	<u>232</u>																																
	第三種電柱	月	<u>313</u>																																
	第一種電話柱		<u>135</u>																																
	占用物件の種類	単位	金額																																
法 第 32 条 第 1	第一種電柱		円 <u>148</u>																																
	第二種電柱	1本につき1	<u>228</u>																																
	第三種電柱	月	<u>307</u>																																
	第一種電話柱		<u>132</u>																																

項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第二種電話柱		215
	第三種電話柱		296
	支線柱及び支線		61
	その他の柱類		13
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ 1 メート ルにつ	1.3
	地下に設ける電 線その他の線類	き 1 月	0.8
	路上に設ける変 圧器	1 個 に つき 1 月	132
	地下に設ける変 圧器	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	80
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1 個 に つき 1 月	270
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		113
広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1	381	

項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第二種電話柱		212
	第三種電話柱		291
	支線柱及び支線		60
	その他の柱類		13
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ 1 メート ルにつ	1.3
	地下に設ける電 線その他の線類	き 1 月	0.8
	路上に設ける変 圧器	1 個 に つき 1 月	130
	地下に設ける変 圧器	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	80
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1 個 に つき 1 月	265
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		111
広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1	460	

		月	
	<u>その他のもの</u>	<u>占有面積 1 平方メートルにつき 1 月</u>	<u>270</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	<u>外径が 0.07 メートル未満のもの</u>	<u>長さ 1 メートルにつき 1 月</u>	<u>5</u>
	<u>外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの</u>		<u>8</u>
	<u>外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの</u>		<u>12</u>
	<u>外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの</u>		<u>15</u>
	<u>外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの</u>		<u>24</u>
	<u>外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの</u>		<u>32</u>
	<u>外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの</u>		<u>56</u>
	<u>外径が 0.7 メートル</u>		<u>80</u>

		月	
	<u>その他のもの</u>	<u>占有面積 1 平方メートルにつき 1 月</u>	<u>265</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	<u>外径が 0.07 メートル未満のもの</u>	<u>長さ 1 メートルにつき 1 月</u>	<u>5</u>
	<u>外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの</u>		<u>8</u>
	<u>外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの</u>		<u>12</u>
	<u>外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの</u>		<u>16</u>
	<u>外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの</u>		<u>24</u>
	<u>外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの</u>		<u>32</u>
	<u>外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの</u>		<u>55</u>
	<u>外径が 0.7 メートル</u>		<u>80</u>

	<u>ル以上1メートル未満のもの</u>		
	<u>外径が1メートル以上2メートル未満のもの</u>		<u>161</u>
	<u>外径が2メートル以上のもの</u>		<u>324</u>
<u>法第32条第1項第3号に掲げる施設</u>			<u>270</u>
<u>法第32条第1項第4号に掲げる施設</u>	<u>歩廊</u>		<u>12</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>20</u>
<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>	<u>地下街及び地下室</u>	<u>階数が1のもの</u>	$\frac{A \times 0.005 \times 1}{12}$
		<u>階数が2のもの</u>	$\frac{A \times 0.008 \times 1}{12}$
		<u>階数が3以上のもの</u>	$\frac{A \times 0.01 \times 1}{12}$
	<u>上空に設ける通路</u>		<u>190</u>
	<u>地下に設ける通</u>		<u>114</u>

	<u>ル以上1メートル未満のもの</u>		
	<u>外径が1メートル以上2メートル未満のもの</u>		<u>159</u>
	<u>外径が2メートル以上のもの</u>		<u>318</u>
<u>法第32条第1項第3号に掲げる施設</u>			<u>265</u>
<u>法第32条第1項第4号に掲げる施設</u>	<u>歩廊</u>		<u>10</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>20</u>
<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>	<u>地下街及び地下室</u>	<u>階数が1のもの</u>	$\frac{A \times 0.004 \times 1}{12}$
		<u>階数が2のもの</u>	$\frac{A \times 0.006 \times 1}{12}$
		<u>階数が3以上のもの</u>	$\frac{A \times 0.008 \times 1}{12}$
	<u>上空に設ける通路</u>		<u>230</u>
	<u>地下に設ける通</u>		<u>138</u>

	路			
	その他のもの			20
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	46
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	460
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	460
		その他のもの		381
	標識		1本につき1月	215
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1	46

	路			
	その他のもの			20
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	55
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	560
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	560
		その他のもの		460
	標識		1本につき1月	212
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1	55

		<u>の催しに 際し、一 時的に設 けるもの</u>	<u>日</u>	
		<u>その他の もの</u>	<u>1本に つき1 月</u>	<u>460</u>
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。 ）		<u>祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの</u>	<u>その面 積1平 方メー トルに つき1 日</u>	<u>46</u>
		<u>その他の もの</u>	<u>その面 積1平 方メー トルに つき1 月</u>	<u>460</u>
ア一 チ		<u>車道を横 断するも の</u>	<u>1基に つき1 月</u>	<u>4,580</u>
		<u>その他の もの</u>		<u>2,290</u>
政令第7条第2号に 掲げる工作物			<u>占有面 積1平 方メー</u>	<u>270</u>
政令第7条第3号に			<u>方メー</u>	<u>A×</u>

		<u>の催しに 際し、一 時的に設 けるもの</u>	<u>日</u>	
		<u>その他の もの</u>	<u>1本に つき1 月</u>	<u>560</u>
幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。 ）		<u>祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの</u>	<u>その面 積1平 方メー トルに つき1 日</u>	<u>55</u>
		<u>その他の もの</u>	<u>その面 積1平 方メー トルに つき1 月</u>	<u>560</u>
ア一 チ		<u>車道を横 断するも の</u>	<u>1基に つき1 月</u>	<u>5,520</u>
		<u>その他の もの</u>		<u>2,760</u>
政令第7条第2号に 掲げる工作物			<u>占有面 積1平 方メー</u>	<u>265</u>
政令第7条第3号に			<u>方メー</u>	<u>A×</u>

掲げる施設		トルに つき 1 月	$0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			460
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			320
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$	
	階数が1のもの		$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$
	階数が2のもの		$A \times \frac{1}{12}$

掲げる施設		トルに つき 1 月	$0.025 \times \frac{1}{12}$
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			560
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			320
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.018 \times \frac{1}{12}$	
	その他のもの	$A \times 0.025 \times \frac{1}{12}$	
政令第7条第	建築物	$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$	
	その他のもの	$A \times \frac{1}{12}$	

		階数が 3以上 のもの		$\frac{A \times 0.01 \times 1}{12}$	9 号に 掲げ る施 設		$\frac{0.010 \times 1}{12}$
		その他のもの		$\frac{A \times 0.034 \times 1}{12}$			
政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設		建築物		$\frac{A \times 0.015 \times 1}{12}$	政 令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建築物	$\frac{A \times 0.018 \times 1}{12}$
		その他のもの		$\frac{A \times 0.01 \times 1}{12}$		その他のもの	$\frac{A \times 0.010 \times 1}{12}$
政 令 第 7 条 第 10 号 に 掲		建築物		$\frac{A \times 0.024 \times 1}{12}$	政 令	トンネルの上又 は高架の道路の	$\frac{A \times 0.014 \times 1}{12}$
		その他のもの		$\frac{A \times 0.01 \times 1}{12}$			



掲げる器具			$0.034 \times \frac{1}{12}$	に 掲 げ る 施 設			$\frac{1}{12}$	
政 令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$			その他のもの		$\frac{A \times 0.025 \times 1}{12}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$		上記以外の占有物件	占有面積若しくは表示面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	42	
	その他のもの		$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$					
上記以外の占有物件		表示面積若しくは占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	50					